

## 議第251号

## 平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

平成26年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(特別会計名称の変更)

第1条 「京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」を「京都市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」に改める。

(歳入歳出予算の補正)

第2条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ478,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成26年 9月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

## 提案理由

父子福祉資金貸付事業に要する経費を補正する必要があるので提案する。

2 母子寡婦

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
2 繰越金		千円 82,573	千円 9,000	千円 91,573
	1 繰越金	82,573	9,000	91,573
歳入合計		469,000	9,000	478,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費		千円 469,000	千円 9,000	千円 478,000
	1 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業費	469,000	9,000	478,000
歳出合計		469,000	9,000	478,000